

大口町勤労者等生活資金融資助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大口町勤労者等生活資金貸付規定（平成6年大口町告示第13号）により融資された者（以下「助成対象者」という。）に対し、その融資額に応じる保証料を助成することにより、町民の生活の安定と向上に資することを目的とする。

(助成金額)

第2条 助成金の額は、前条に規定する助成対象者が支払った保証料の額に相当する額とする。

(交付申請)

第3条 助成金の交付を受けようとする者は、融資の実行後、別に定める申請書に必要な事項を記入し、町長に申請するものとする。ただし、保証料の申請に関して委任状（様式第1）の提出があった場合には、委任を受けた金融機関が助成金交付申請書（様式第2）を提出できるものとする。

(交付決定)

第4条 町長は前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めたときは助成金の交付を決定する。

(助成金の交付)

第5条 町長は前条の規定により助成金の交付を決定したときは、申請者又は委任を受けた金融機関に対し速やかに助成金を交付するものとする。

附 則（平成6年3月2日 大口町告示第14号）

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成12年7月19日 大口町告示第109号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和3年3月30日 大口町告示第49号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1（第4条関係）

年 月 日

委 任 状

大口町長様

住所

氏名

私は下記の者を代理人と定め、大口町勤労者等生活資金融資助成金交付に関する一切の件を委任いたします。

記

住所

氏名

様式第2（第4条関係）

助成金交付申請書

大口町長様

住所

氏名

大口町勤労者等生活資金融資助成金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

申請金額 金 円

取扱金融機関証明欄

融資額	円	金 融 機 関 名
保証料	円	
保証料率	%	